



平成 19 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 関東天然瓦斯開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐竹 誠
(コード番号 1661 東証第一部)
問合せ先 総務部副部長 水野彦二郎
(TEL . 03-3241-5511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 145 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号、以下「整備法」という。)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款の関連する規定について、次のとおり所要の変更を行うものであります。

整備法に定める経過措置の規定により、定款に定めがあるとみなされている内容を反映するため、規定の新設または変更を行うものであります。(変更案第 4 条、第 7 条および第 12 条第 1 項)

単元未満株式に関する権利の明確化を目的として、規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

株主総会運営の合理化を目的として、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載等すべき情報の一部について、法務省令に従ってインターネットで開示することにより、株主に提供したものとみなすことを可能にするため、規定を新設するものであります。(変更案第 17 条)

議決権の代理行使を行う代理人の員数の明確化を目的として、規定を新設するものであります。(変更案第 19 条)

機動的な意思決定の促進を目的として、取締役全員の同意および監査役が異議を述べないことを条件に、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするため、規定を新設するものであります。(変更案第 26 条)

会社法に対応した用語の変更および規定の整備等を行うほか、一部表現および字句の変更等を行うものであります。

- (2) 周知性の向上を目的として、公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の措置を定めるため、規定を新設するものであります。(変更案第5条)
- (3) 経営の効率化を目的として、取締役の員数を12名以内から10名以内に変更するものであります。(変更案第20条)
- (4) 上記の規定の新設等に伴い、条数の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙の新旧対照表に記載のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成19年3月29日(予定)
定款変更の効力発生日	平成19年3月29日(予定)

以 上

新旧対照表

(下線__は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、関東天然瓦斯開発株式会社と称し、英文では、Kanto Natural Gas Development Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石油および可燃性天然ガスの開発、採取 2. 石油および可燃性ガスの供給、販売および輸送 3. かん水を原料とするヨードその他の工業薬品の製造販売 4. 可燃性天然ガスを原料とする化学工業品の製造販売 5. 土木、建築、管工事、さく井工事その他建設工事全般の請負および施工 6. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理 7. 前各号の事業に附帯または関連する一切の業務 <p>(所 在 地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、関東天然瓦斯開発株式会社と称し、英文では、Kanto Natural Gas Development Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石油および可燃性天然ガスの開発、採取 2. 石油および可燃性ガスの供給、販売および輸送 3. かん水を原料とするヨードその他の工業薬品の製造、<u>販売</u> 4. 可燃性天然ガスを原料とする化学工業品の製造、<u>販売</u> 5. 土木、建築、管工事、さく井工事その他建設工事全般の請負、<u>施工</u> 6. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理 7. 前各号の事業に附帯または関連する一切の事業 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>

(公告方法)

第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(会社が発行する株式の総数)

第5条 当社が発行する株式の総数は、1億株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

(新設)

(自己株式の取得)

第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。

(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)

第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。

当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(新設)

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受け
る権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(名義書換代理人)

第 9 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱および手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第 11 条 当社は、毎年 12 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項その他定款に別段の定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は、毎年 3 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。

(単元未満株式の買増し)

第 11 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 13 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(削る)

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 14 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(新設)

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長が当る。
ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。

株主総会の議長は、株主として議決権を行使することを妨げない。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する株主を代理人として議決権を行使することができる。
ただし、株主または代理人は、その代理権を証する書面を、株主総会毎に、当会社に提出しなければならない。

(新設)

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(新設)

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(削る)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社に取締役12名以内を置く。

(選任)

第18条 取締役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

前項の選任決議については累積投票によらない。

(新設)

(任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(新設)

(代表取締役)

第20条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって定める。

(新設)

(削る)

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要あるときは、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議により、当会社に取締役社長 1 名を置く。ただし、必要がある場合は、取締役会の決議により、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

(取締役会)

第 22 条 取締役会は、取締役をもって組織し、当会社の業務執行を決定する。ただし、日常の業務および重要でない事項の決定は、取締役会の決議により代表取締役に委任することができる。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役会において定めた取締役が招集する。

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前に発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(取締役会に関する事項)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、取締役会の決議により定める。

(新設)

(新設)

(削る)

(削る)

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(削る)

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(新設)

(新設)

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第25条 当会社に監査役5名以内を置く。

(選 任)

第26条 監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(新設)

(任 期)

第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(新設)

(監査役会)

第28条 監査役会は、監査役全員をもって組織し、法令で定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(削る)

(新設)

(監査役会の招集)

第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(新設)

(監査役会に関する事項)

第30条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、監査役会の決議により定める。

(新設)

(新設)

第6章 計 算

(決算期)

第31条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、その末日をもって決算期とする。

(株主配当金)

第32条 株主配当金は、毎年決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。

(新設)

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(削る)

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 株主配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

未払の株主配当金および中間配当金に対しては、利息をつけない。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(削る)